Q AND A Trade Mark 商標

特許業務法人　藤本パートナーズ　田中 成幸◇弁理士

Q **当社が出願する予定の商標について、取引先よりその指定商品と類似群コードが共通する商品の範囲で既に同一の商標が登録されているため、出願をしても登録できないのではないかとの指摘がありました。類似群コードとはどのようなものでしょうか。また、現在出願予定の商標の登録は諦めなければならないのでしょうか。**

（千葉県　S．S）

A

1．類似群コードとは

商標法では、他人の登録商標と同一、類似であって、かつ、その指定商品・役務も同一、類似である場合には、その出願商標は登録ができない旨定められています（4条1項11号）。

特許庁の審査ではこの拒絶理由における商品等の類否は「類似商品・役務審査基準」に基づいて判断されているところ、該基準には各商品・役務についてその生産部門や提供手段等を考慮し、それぞれ類似すると推定される商品・役務群にグルーピングされたものが示されています。

ご質問にある「類似群コード」とは、上記商品・役務群ごとに付される共通コードのことをいい、審査ではこのコードが共通する商品・役務は原則的に類似と判断されています。

では、本件のように指定商品と類似群コードが共通する商品範囲に同一の登録商標がある場合には、その商標の登録は認められないのでしょうか。

2．同一の類似群コードが付された商品・役務の類否について

上記のように特許庁の審査では類似群コードが共通する商品・役務は類似と判断されるものの、これはあくまで「推定」ですので、指定商品・役務の生産部門や提供手段等が異なる場合には、個々の審査や審判において、類似しないと判断される場合もあります。

上記判断は審査よりも審判で柔軟になされる傾向にあるところ、互いの指定商品が非類似と判断された審決例を挙げますと以下のとおりです。

●不服2019－2010号事件

第1類「自動車用コーティング剤」
≠第2類「カナダバルサム、壁紙剝離剤、コパール、サンダラック、セラック、松根油、ダンマール、媒染剤、マスチック、松脂、木材保存剤」
（類似群コード：01A01）
【非類似の理由】

商品の用途が明らかに相違する。

●不服2019－5707号事件

第7類「建築用・構築用制震装置並びにその部品及び附属品、建築物用制震装置並びにその部品及び附属品」
≠第12類「自転車用ショックアブソーバー、乗物用懸架装置のショックアブソーバー」
（類似群コード：09F03）
【非類似の理由】

商品の生産部門、販売部門、原材料および品質、用途・需要者の範囲が異なる。

●不服2019－7187号事件

第28類「アーチェリー用具」
≠第28類「ウッド型ゴルフクラブ、ウッド型ゴルフクラブヘッド、カーボンファイバー製ゴルフクラブ、ゴルフアイアン、ゴルフクラブ用のグリップ、ゴルフクラブ用のヘッドカバー、ゴルフクラブ用インサート、ゴルフクラブ用グリップテープ、ゴルフクラブ用シャフト　他」
（類似群コード：24C01）
【非類似の理由】

商品の生産部門、販売部門、原材料および品質、用途・需要者の範囲が異なる。

3．まとめ

このように、類似群コードが共通する商品であっても、その内容によっては互いの商品が非類似であるとして登録が認められることもあります。

本件では具体的な商品は不明ですが、その内容によっては非類似と判断されることもありますので、直ちに諦めるのではなく、弁理士に相談されることをお勧めします。